

令和 2 年 6 月 秋 田 市 議 会 定 例 会 提 出 案 件 目 次

番 号	件 名
67	秋田市職員給与条例の一部を改正する件
68	秋田市市税条例等の一部を改正する件
69	秋田市手数料条例の一部を改正する件
70	秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件
71	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件
72	秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
73	秋田市介護保険条例の一部を改正する件
74	秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する件
75	秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
76	秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
77	秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
78	秋田市文化創造館の指定管理者を指定する件
79	あきた芸術劇場の指定管理者を指定する件
80	市道路線を認定する件
81	秋田市立大住小学校屋内運動場および特別教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結する件
82	秋田市立外旭川中学校普通教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結する件
83	次世代型学校 I C T 環境整備（校内 L A N 工事等）業務委託契約を締結する件
84	排水ポンプ車を購入入れる件
85	排水ポンプ車を購入入れる件
86	凍結抑制剤散布車を購入入れる件
87	救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を購入入れる件
88	小型動力ポンプ積載車を購入入れる件
89	消防ポンプ自動車を購入入れる件
90	救急自動車を購入入れる件
91	令和 2 年度秋田市一般会計補正予算（第 3 号）の件
92	令和 2 年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第 1 号）の件
93	令和 2 年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）の件
94	令和 2 年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第 2 号）の件

議案第67号

秋田市職員給与条例の一部を改正する件

秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 21 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。）から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、第13条第2項の規定にかかわらず、防疫等業務手当を支給する。
- 22 前項の防疫等業務手当の額は、同項に規定する作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例附則第21項および附則第22項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症から市民の生命等を保護するために緊急に行われる措置に係る防疫等業務手当について定めるため、改正しようとするものである。

議案第68号

秋田市市税条例等の一部を改正する件

秋田市市税条例等の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

(秋田市市税条例の一部改正)

第1条 秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第27条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第29条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第33条の6第2項中「第66条の7第4項および第10項」を「第66条の7第5項および第11項」に改める。

第37条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「みなし、これを」を「みなして、」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第37条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第46条第9項および第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第46条の2の見出しおよび同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第60条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第60条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条および次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係および個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称および同号に規定す

る個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所および氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第61条第1項中「又は」を「もしくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第81条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第81条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第83条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第85条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第85条第1項中「第83条第2項」を「第83条第3項」に改める。

第122条の2第6項中「第37条第6項」を「第37条第7項」に改める。

附則第5条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割

合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第5条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条の2中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第6条の6第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第6条の8中「の規定」を「、第61条又は第62条の規定」に、「又は法」を「又は」に、「」とする」を「、第61条もしくは第62条」とする」に改める。

附則第6条の8の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号イからホまで」を「附則第15条第30項第1号イからニまで」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イおよびロ」を「附則第15条第30項第2号イからハまで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項

を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第6条の8の2第19項を同条第18項とし、同条に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第6条の9の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条の10の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第7条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第13条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第18条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第19条第1項および第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第25条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第26条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止もしくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

第12条中「第321条の8第22項および第23項の申告書に」を「第321条の8第34項および第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に

改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項および第23項」を「第321条の8第34項および第35項」に改める。

第13条中「および第4項」を削り、「ならびに」を「および」に改める。

第16条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項および第24条第1項第2号の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第24条第1項第2号の表第1号」を「同号」に、「第33条の6第10項から第12項まで」を「第33条の6第9項から第16項まで」に改める。

第24条第1項第2号の表第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「もしくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第33条の6第1項中「第4項、第19項、第22項および第23項」を「第31項、第34項および第35項」に、「第10項、第11項および第13項」を「第9項、第10項および第12項」に、「第4項、第19項および第23項」を「第31項および第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項および第11項又は第68条の9第4項および第10項」を「第66条の7第4項および第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項および第10項又は第68条の93の3第4項および第10項」を「第66条の9の3第3項および第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、

「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項もしくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第33条の7第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第35条の2第4項から第6項までを削る。

第81条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」

を「1本」に改める。

附則第5条の2第2項中「および第4項」を削り、「これら」を「同項」に改める。

附則第6条の8中「第61条」を「第63条」に、「第62条」を「第64条」に改める。

附則第6条の8の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

(秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第15項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第16項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第17項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第18項および附則第19項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第21項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第22項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

附則第23項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第24項および附則第25項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第4条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年秋田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち秋田市市税条例第17条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1項第1号中「附則第13項および附則第14項」を「附則第12項および附則第13項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1項第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「附則第15項」を「附則第14項」に改める。

附則第9項を削り、附則第10項を附則第9項とし、附則第11項から附則第15項までを1項ずつ繰り上げる。

(秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例および秋田市道路占用等に関する条例の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(1) 秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例(昭和26年秋田市条例第21号)附則第6項

(2) 秋田市道路占用等に関する条例(昭和43年秋田市条例第9号)附則第3項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秋田市市税条例第81条第2項にただし書を加える改正規定および同条第4項の改正規定ならびに附則第17項の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中秋田市市税条例第17条、第27条の2および第29条の2の改正規定ならびに附則第5条の2、附則第5条の3、附則第18条および附則第19条第3項の改正規定ならびに附則に3条を加える改正規定(附則第26条に係る部分を除く。)ならびに第2条中同条例附則第6条の8および附則第6条の8の2の改正規定ならびに第5条の規定ならびに次項、附則第4項および附則第5項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中秋田市市税条例第81条の改正規定および附則第18項の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条の規定(前2号に掲げる改正規定を除く。)ならびに附則第

8 項および附則第 9 項の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(延滞金に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の秋田市市税条例 (以下「新条例」という。) 附則第 5 条の 2 の規定、第 5 条の規定による改正後の秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例附則第 6 項の規定および同条の規定による改正後の秋田市道路占用等に関する条例附則第 3 項の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
(個人の市民税に関する経過措置)
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 17 条第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)、第 27 条の 2 および第 29 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額 (地方税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 5 号) 第 1 条の規定による改正前の法 (以下「旧法」という。) 第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦 (旧法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。) 又は旧法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡夫である第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。) 」とする。
- 6 新条例第 29 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項および同条第 2 項に規定する申告書について適用する。
- 7 新条例第 29 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等 (同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。) につい

て提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(法人の市民税に関する経過措置)

8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項および次項において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項および次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

9 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税および4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

11 新条例第37条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

12 新条例第37条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

13 新条例第60条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者

であることを知った者について適用する。

14 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項および附則第16項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋および償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

17 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

18 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正（令和2年法律第5号）等に伴い、所有者が不明な土地等に係る固定資産税の納税義務者等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第69号

秋田市手数料条例の一部を改正する件

秋田市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第15号を削り、同表第15号の2を次のように改める。

(15)の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	800円
--	---------------	------

別表第1第15号の2を同表第15号とする。

別表第3第65号の9中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和2年9月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和元年法律第16号）等に伴い、通知カード再交付手数料を廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第70号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件

秋田市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出しおよび6項を加える。

- （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）
- 4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切

り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額)とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額)を超えるときは、当該相当する額とする。

- 6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部の支払を受けることができる被保険者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部の支払につき、その全部を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部の支給を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 9 前項の規定により支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市国民健康保険条例附則第4項から附則第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用す

る。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について定めるため、改正しようとするものである。

議案第71号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

秋田市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

第21条第2項中「7日」の次に「（特別徴収の方法により保険税を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日前7日）」を加え、同項第2号中「納期」の次に「（特別徴収の方法により保険税を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払月）」を加える。

附則第5項および附則第6項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則に次の見出しおよび2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免）

16 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により保険税を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税

(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたとしたならば同月1日前に納期限が定められるべきであったものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者を第21条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たす者として、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、かつ、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき額を除く。)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上の額であること。

イ 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(法第314条の2第1項又は第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

17 前項の場合における第21条第2項の規定の適用については、同項中

「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、その申請書の提出期限を別に定めることができる」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項および附則第6項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例附則第16項および附則第17項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第72号

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第43条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の
受付

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定および次項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例

による。

提案理由

本市が行う後期高齢者医療の事務に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給の申請書の受付に関する事務を加えるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第73号

秋田市介護保険条例の一部を改正する件

秋田市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の見出しおよび2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免）

- 19 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により保険料を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたとしたならば同月1日前に納期限が定められるべきであったものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者を第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たす者として、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、かつ、次のアおよびイのいずれにも該当すること。

ア 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき額を除く。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上の額であること。

イ 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

20 前項の場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、その申請書の提出期限を別に定めることができる」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定および附則第3項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市介護保険条例附則第19項および附則第20項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

3 改正後の秋田市介護保険条例附則第10項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用

し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第74号

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する件

秋田市食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

秋田市食品衛生法施行条例（平成12年秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条および第4条を削る。

第5条第1項および第3項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

別表第1および別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項および第3項の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の秋田市食品衛生法施行条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条、第4条、別表第1および別表第2の規定は、この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第3条中「法」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の法」と、旧条例別表第1第7項第1号中「第11条第1項」とあるのは「第13条第1項」とする。

提案理由

食品衛生法の一部改正（平成30年法律第46号）等に伴い、公衆衛生上講ずべき措置に関する基準に係る規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第75号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和2年厚生労働省令第21号）に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるため、改正しようとするものである。

議案第76号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（令和2年内閣府令第33号）に伴い、特定教育・保育施設等との連携に関する基準を改めるため、改正しようとするものである。

議案第77号

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を次のように改める。

- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第38条第4号中「勤務」の次に「に従事する場合、保護者の疾病、疲労

その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和2年厚生労働省令第40号）に伴い、保育所等との連携に関する基準等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第78号

秋田市文化創造館の指定管理者を指定する件

次により秋田市文化創造館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市文化創造館
- 2 指定管理者 秋田市新屋大川町12番3号
秋田公立美術大学アトリエももさだ内
NPO法人アーツセンターあきた
理事長 藤 浩 志
- 3 指定の期間 令和3年3月21日から令和6年3月31日まで

提案理由

秋田市文化創造館の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第79号

あきた芸術劇場の指定管理者を指定する件

次によりあきた芸術劇場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | |
|---------|--|
| 1 施設名 | あきた芸術劇場 |
| 2 指定管理者 | 秋田市新屋町字砂奴寄4番6
あきた芸術劇場AAS共同事業体
代表者 一般財団法人秋田県総合公社
理事長 柴 田 公 博 |
| 3 指定の期間 | 令和4年3月1日から令和9年3月31日まで |

提案理由

あきた芸術劇場の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第80号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
川元小川町4 号線	川元小川町63番1地先		42.70	6.00
	川元小川町63番5地先			
千秋城下町5 号線	千秋城下町5番2地先		82.30	4.00
	千秋城下町116番6地先			
手形西谷地57 号線	手形字西谷地45番3地先		53.20	6.00
	手形字西谷地45番1地先			
手形西谷地58 号線	手形字西谷地47番3地先		53.20	6.00
	手形字西谷地47番1地先			
手形西谷地59 号線	手形字西谷地127番1地先		31.30	6.00
	手形字西谷地127番2地先			
手形西谷地60 号線	手形字西谷地56番1地先		32.80	6.00
	手形字西谷地56番1地先			
将軍野東二丁 目27号線	将軍野東二丁目31番200地先		140.50	4.00
	将軍野東二丁目31番232地先			
将軍野東二丁 目28号線	将軍野東二丁目31番192地先		57.00	4.00
	将軍野東二丁目31番190地先			
将軍野東二丁 目29号線	将軍野東二丁目31番217地先		55.30	4.00
	将軍野東二丁目31番302地先			
将軍野東二丁 目30号線	将軍野東二丁目31番291地先		43.90	4.00
	将軍野東二丁目31番400地先			
大住49号線	大住三丁目335番8地先		110.20	4.50 ～ 6.00
	大住三丁目278番363地先			
大住50号線	大住三丁目335番24地先		110.50	4.50 ～ 6.00
	大住三丁目278番20地先			
大住51号線	大住三丁目335番40地先		110.40	4.50 ～ 6.00
	大住三丁目278番4地先			
大住52号線	大住三丁目278番24地先		57.20	6.00
	大住三丁目278番28地先			

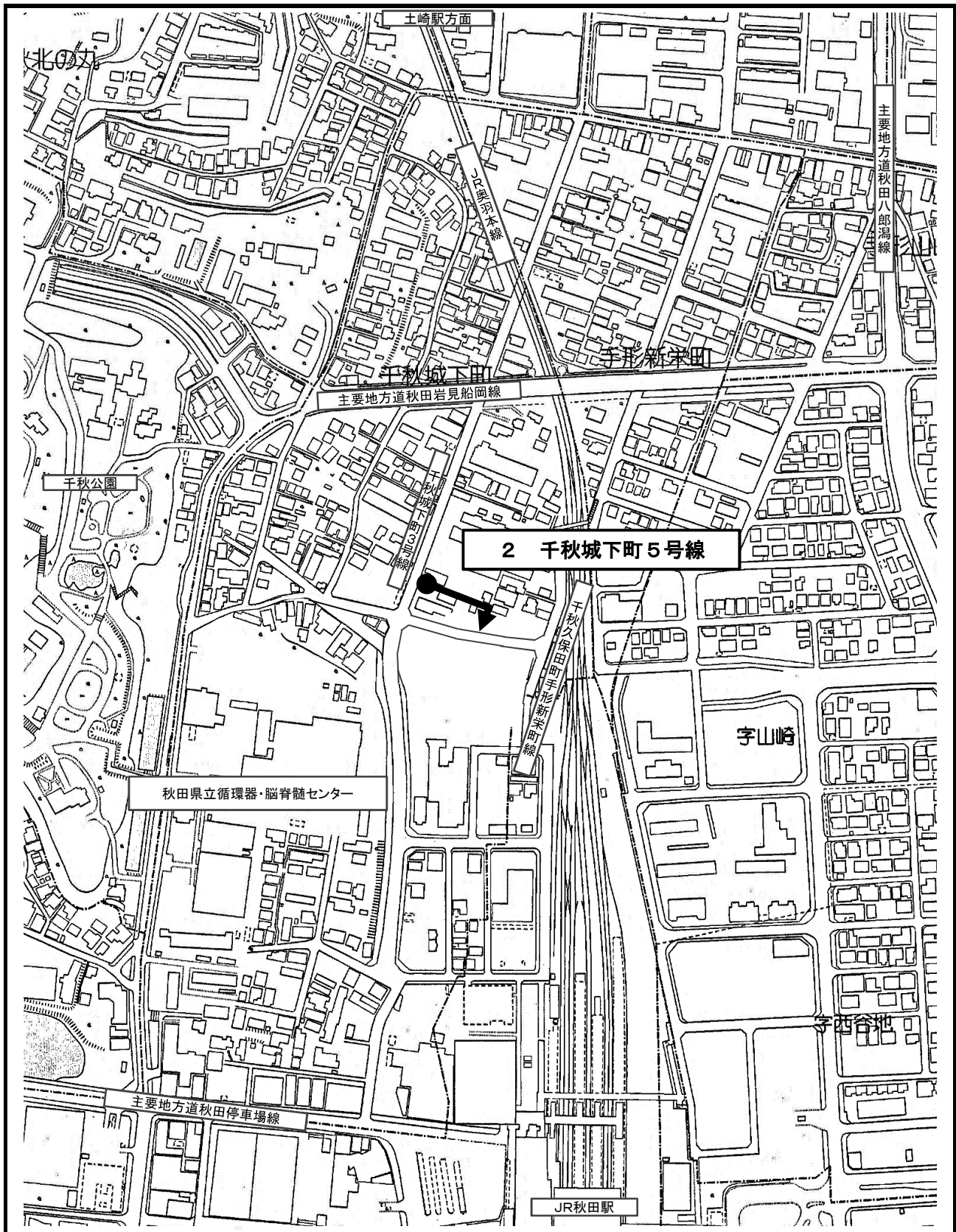
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
大住53号線	大住三丁目278番9地先		57.10	6.00
	大住三丁目278番12地先			
大住54号線	大住三丁目278番40地先		193.00	6.00
	大住三丁目278番4地先			
新屋朝日町23 号線	新屋朝日町1218番地先		162.20	6.00
	新屋朝日町58番34地先			
新屋朝日町24 号線	新屋朝日町58番12地先		119.60	6.00
	新屋朝日町58番36地先			
新屋前野町21 号線	新屋前野町80番4地先		59.40	6.00
	新屋前野町74番8地先			
新屋前野町22 号線	新屋前野町74番17地先		31.00	6.00
	新屋前野町74番15地先			

提案理由

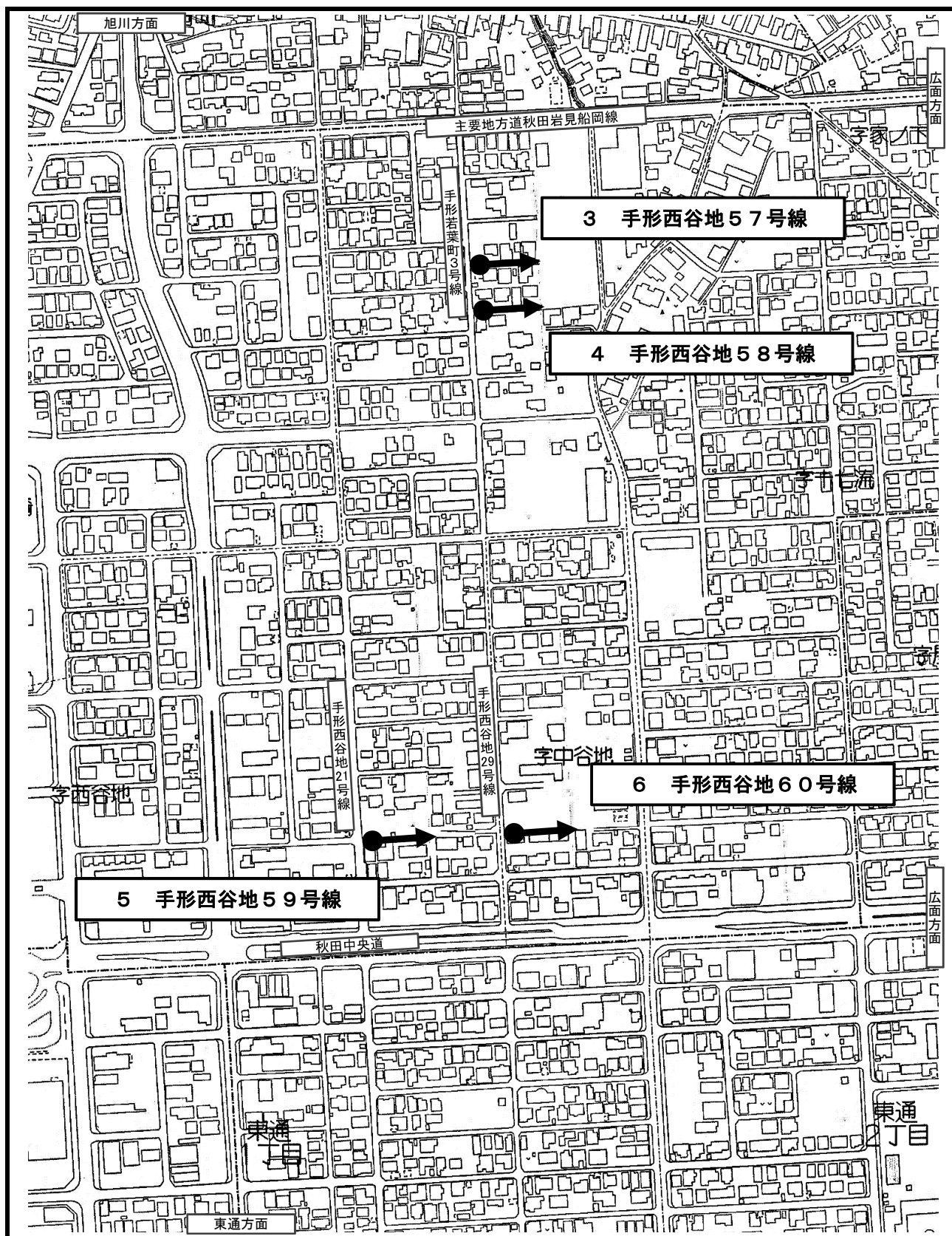
宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	川元小川町4号線	42.70	6.00
2	千秋城下町5号線	82.30	4.00
3	手形西谷地57号線	53.20	6.00
4	手形西谷地58号線	53.20	6.00
5	手形西谷地59号線	31.30	6.00
6	手形西谷地60号線	32.80	6.00
7	将軍野東二丁目27号線	140.50	4.00
8	将軍野東二丁目28号線	57.00	4.00
9	将軍野東二丁目29号線	55.30	4.00
10	将軍野東二丁目30号線	43.90	4.00
11	大住49号線	110.20	4.50～6.00
12	大住50号線	110.50	4.50～6.00
13	大住51号線	110.40	4.50～6.00
14	大住52号線	57.20	6.00
15	大住53号線	57.10	6.00
16	大住54号線	193.00	6.00
17	新屋朝日町23号線	162.20	6.00
18	新屋朝日町24号線	119.60	6.00
19	新屋前野町21号線	59.40	6.00
20	新屋前野町22号線	31.00	6.00
合計延長		1,602.80	

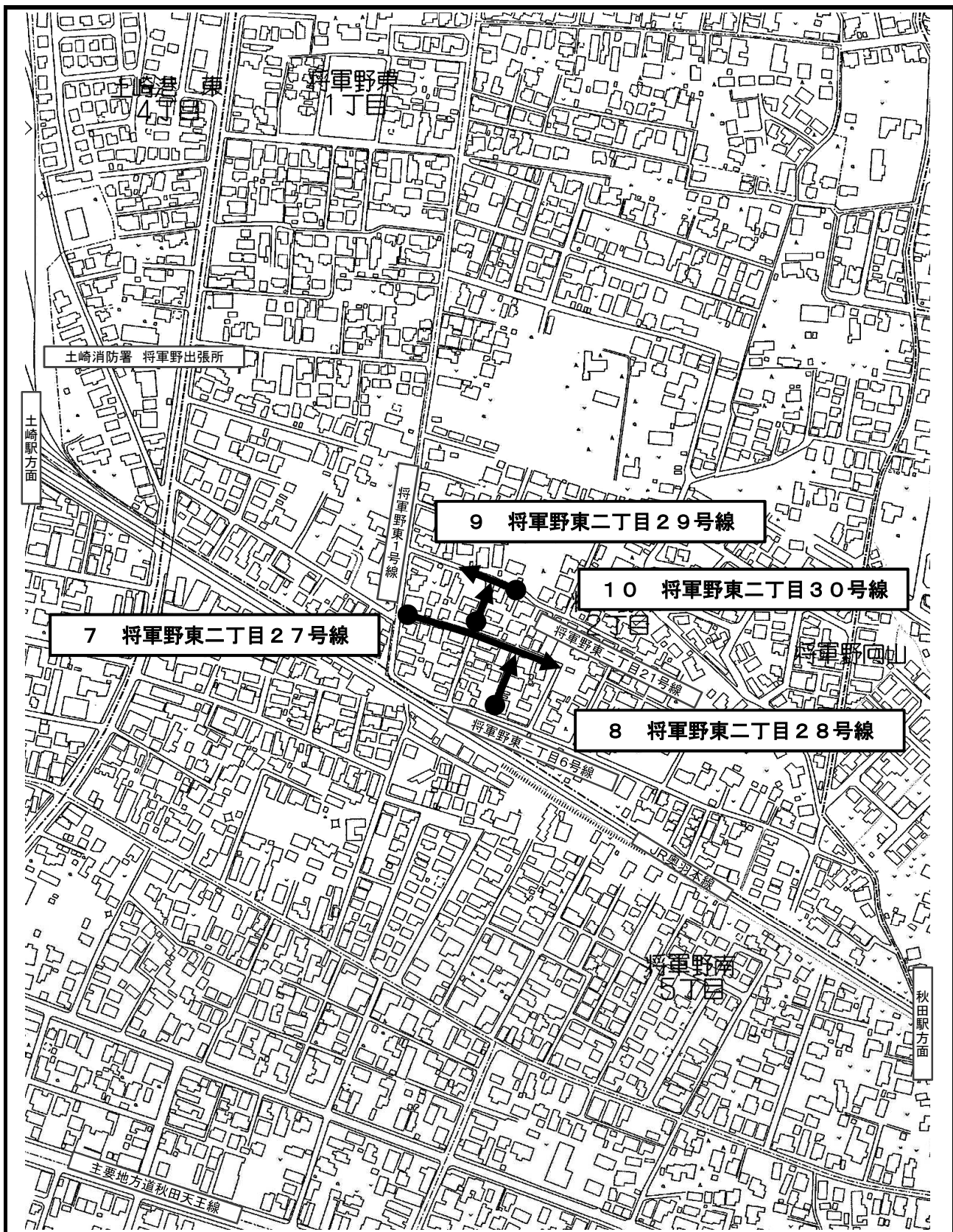
千秋城下町5号線



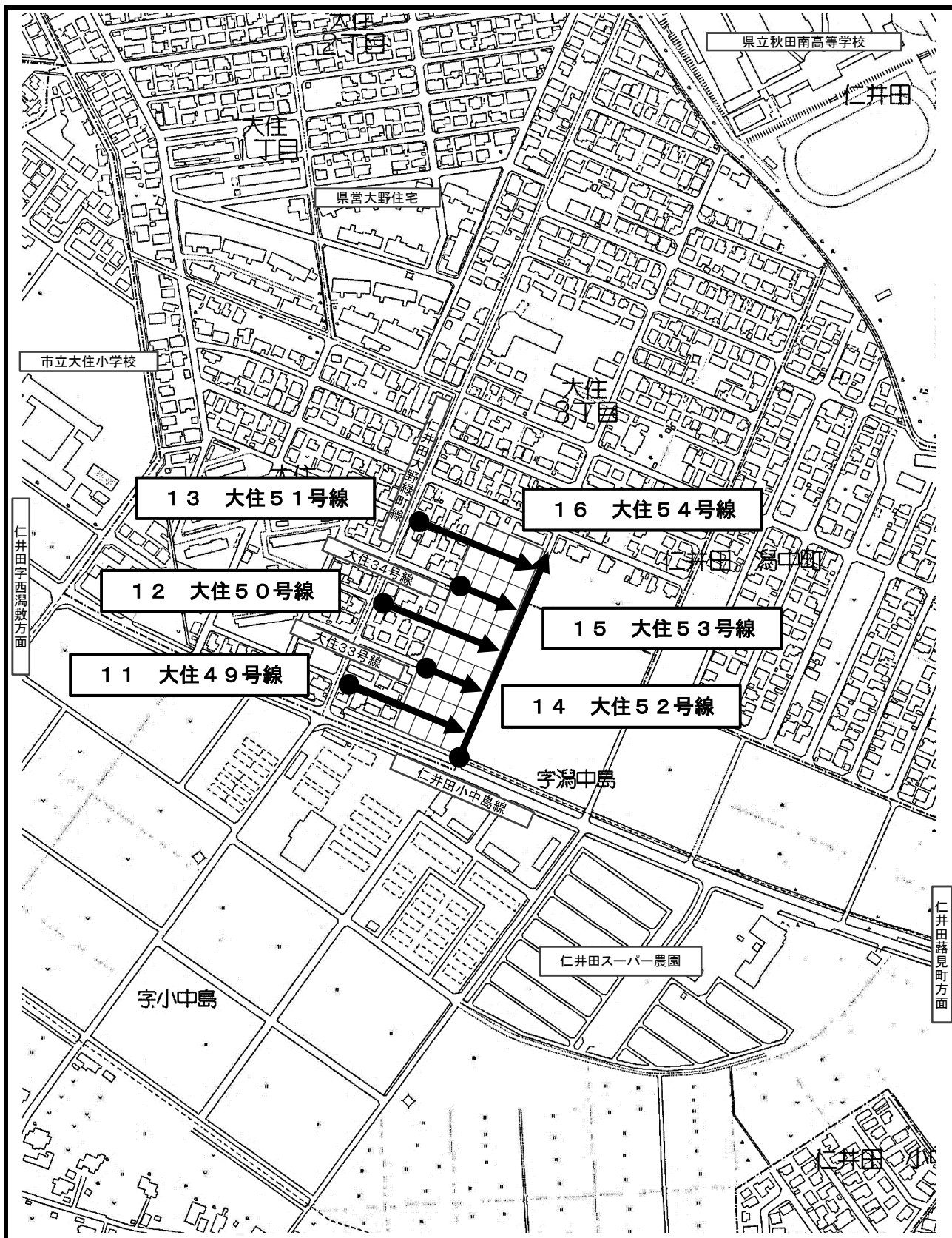
手形西谷地57・58・59・60号線



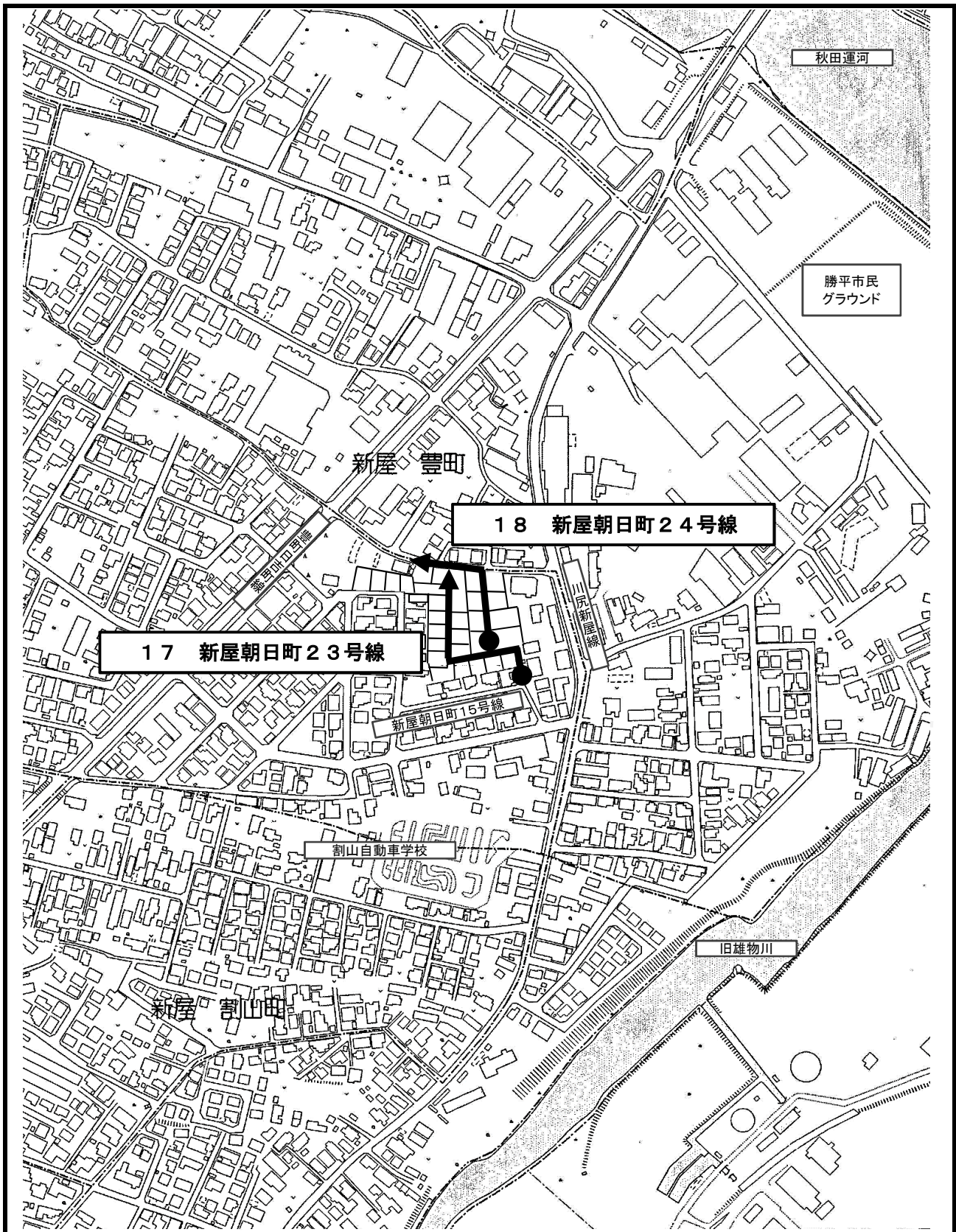
将軍野東二丁目27・28・29・30号線



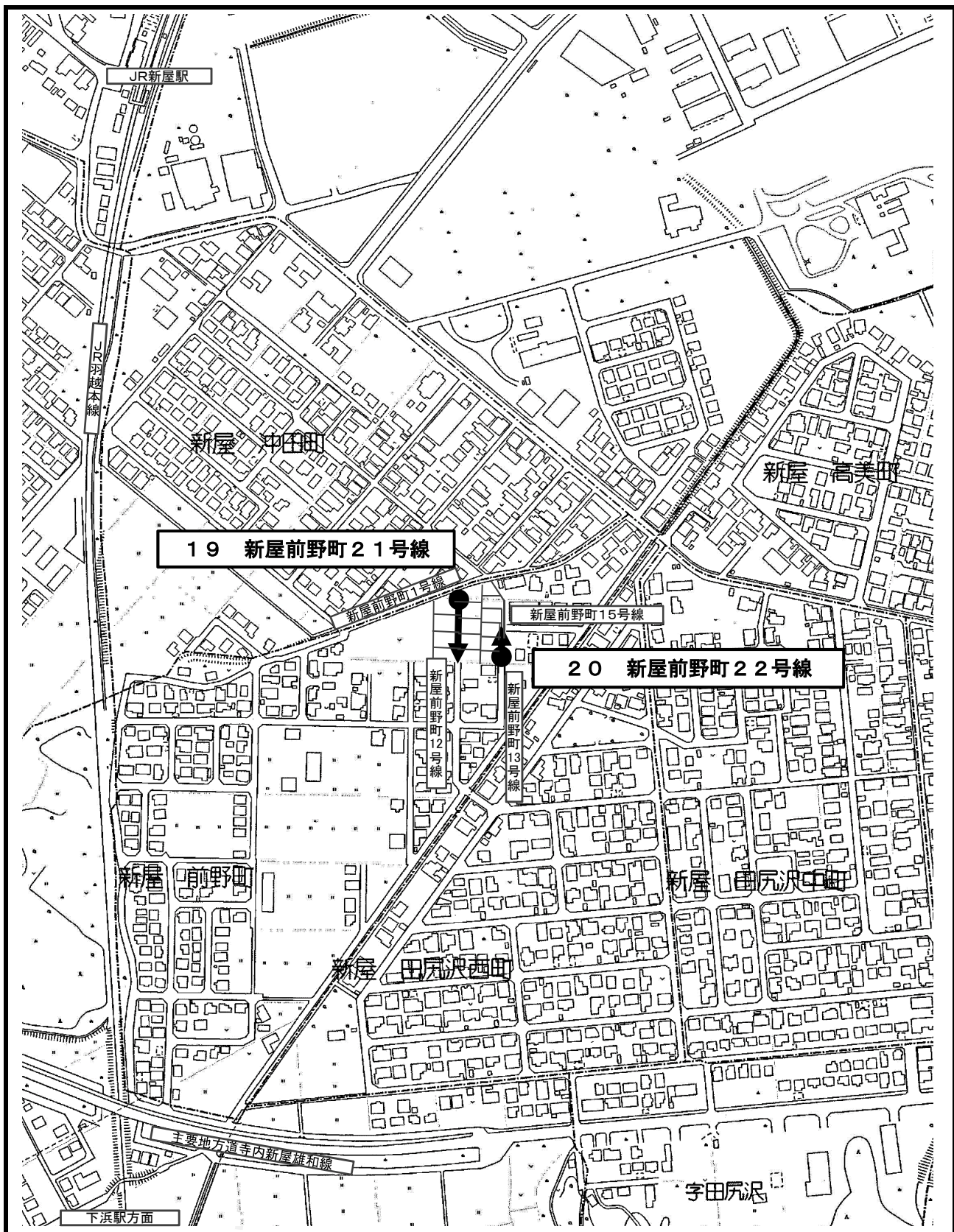
大住49・50・51・52・53・54号線



新屋朝日町23・24号線



新屋前野町21・22号線



議案第81号

秋田市立大住小学校屋内運動場および特別教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市立大住小学校屋内運動場および特別教室棟大規模改造建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市仁井田字西潟敷33番地 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 297,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 小南・栗野・田村建設工事共同企業体
代表者 秋田市山王一丁目8番14号
株式会社小南工務店
代表取締役 小 南 淳 |

提案理由

秋田市立大住小学校屋内運動場および特別教室棟大規模改造建築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第82号

秋田市立外旭川中学校普通教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市立外旭川中学校普通教室棟大規模改造建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市外旭川字梶ノ目50番地 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 202,400,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 三菱マテリアル電子化成・千代田興業建設工事共同
企業体
代表者 秋田市茨島三丁目1番6号
三菱マテリアル電子化成株式会社
取締役社長 中 村 章 宏 |

提案理由

秋田市立外旭川中学校普通教室棟大規模改造建築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第83号

次世代型学校 I C T 環境整備（校内 L A N 工事等）業務委託契約を
締結する件

次により委託契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 業 務 名 | 次世代型学校 I C T 環境整備（校内 L A N 工事等）
業務 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 556,850,690円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市ギガスクール整備事業共同企業体
代表者 秋田市八橋イサノ二丁目15番25号
羽後電設工業株式会社
代表取締役 七 山 慎 一 |

提案理由

次世代型学校 I C T 環境整備（校内 L A N 工事等）業務を委託するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第84号

排水ポンプ車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 排水ポンプ車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 53,207,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市寺内字神屋敷295番地38
株式会社秋田クボタ
代表取締役社長 白 石 光 弘 |

提案理由

排水ポンプ車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第85号

排水ポンプ車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 排水ポンプ車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 99,572,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 秋田市寺内字神屋敷295番地38
株式会社秋田クボタ
代表取締役社長 白 石 光 弘 |

提案理由

排水ポンプ車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第86号

凍結抑制剤散布車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 物 品 名 | 凍結抑制剤散布車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 19,580,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 秋田市土崎港相染町字沖谷地165
株式会社青工秋田支店
支店長 土 田 克 文 |

提案理由

凍結抑制剤散布車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第87号

救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 26,070,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市山王六丁目10番9号
猿田興業株式会社
代表取締役社長 猿 田 知 久 |

提案理由

救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第88号

小型動力ポンプ積載車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 小型動力ポンプ積載車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 19,745,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市広面字碓88番地1
東北物産株式会社
代表取締役 深 澤 功 |

提案理由

小型動力ポンプ積載車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第89号

消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 消防ポンプ自動車（CD-I型水槽付き） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 43,230,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市檜山登町1番20号
株式会社相場商店
代表取締役 相 場 栄 利 |

提案理由

消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第90号

救急自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 救急自動車（雄和救急） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 22,385,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 秋田市泉中央二丁目1番3号
秋田トヨタ自動車株式会社
代表取締役 大 柳 康三郎 |

提案理由

救急自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第91号

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,056,127千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,411,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の補正は、「第3表 市債補正」による。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	分担金及び負担金	660,413	200	660,613
	1 負担金	660,413	200	660,613
16	国庫支出金	55,410,728	1,089,543	56,500,271
	2 国庫補助金	36,042,484	1,089,543	37,132,027
17	県支出金	10,226,844	7,379	10,234,223
	2 県補助金	3,187,213	7,379	3,194,592
20	繰入金	4,177,804	14,674	4,192,478
	2 基金繰入金	3,845,449	14,674	3,860,123
21	繰越金	919,371	326,941	1,246,312
	1 繰越金	919,371	326,941	1,246,312
22	諸収入	9,683,997	△46,410	9,637,587
	5 雑入	2,283,397	△46,410	2,236,987
23	市債	14,333,900	663,800	14,997,700
	1 市債	14,333,900	663,800	14,997,700
	歳入合計	172,354,880	2,056,127	174,411,007

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	685,541	△29,176	656,365
	1 議会費	685,541	△29,176	656,365
2	総務費	49,248,336	△20,368	49,227,968
	1 総務管理費	47,031,715	△20,368	47,011,347
3	民生費	53,105,393	109,592	53,214,985
	1 社会福祉費	24,381,494	50,634	24,432,128
	2 児童福祉費	19,256,163	58,958	19,315,121
4	衛生費	9,272,421	△3,144	9,269,277
	3 清掃費	4,826,883	△3,144	4,823,739
6	農林水産業費	3,325,918	29,027	3,354,945
	1 農業費	2,511,089	6,027	2,517,116
	3 林業費	273,651	23,000	296,651
7	商工費	9,638,507	△67,106	9,571,401
	1 商工費	9,638,507	△67,106	9,571,401
8	土木費	15,291,719	1,107,221	16,398,940
	2 道路橋りょう費	4,245,103	492,256	4,737,359
	4 港湾費	181,344	△58,115	123,229
	5 都市計画費	4,188,548	673,080	4,861,628
10	教育費	11,686,674	909,082	12,595,756
	1 教育総務費	1,776,625	912,491	2,689,116
	6 社会教育費	2,197,814	1,940	2,199,754
	7 保健体育費	1,031,973	△10,365	1,021,608
	9 大学費	1,131,685	5,016	1,136,701
11	災害復旧費	1,497,765	20,999	1,518,764
	2 農林水産施設災害復旧費	2	20,999	21,001
	歳 出 合 計	172,354,880	2,056,127	174,411,007

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
汎用機オープン化事業 (令和2年度設定)	令和2年度 ┆ 令和8年度	千円 244,874
市税滞納整理支援システム更新・運用経費	令和2年度 ┆ 令和8年度	105,546
福祉医療システム改修経費	令和2年度 ┆ 令和3年度	5,155

第3表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
児 童 福 祉 費	千円 152,800	千円 700	千円 153,500			
農 業 費	222,100	3,600	225,700			
道 路 橋 り ょ う 費	2,031,100	176,100	2,207,200			
土 地 区 画 整 理 費	512,400	357,700	870,100			
街 路 事 業 費	138,500	112,100	250,600			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		13,600	13,600	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	14,333,900	663,800	14,997,700			

議案第92号

令和2年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和2年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,101,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	国庫支出金	596,500	397,500	994,000
	1 国庫補助金	596,500	397,500	994,000
4	繰入金	604,536	397,500	1,002,036
	1 一般会計繰入金	604,536	397,500	1,002,036
	歳入合計	1,306,536	795,000	2,101,536

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		1,304,036	795,000	2,099,036
	1 土地区画整理費	1,304,036	795,000	2,099,036
	歳 出 合 計	1,306,536	795,000	2,101,536

議案第93号

令和2年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和2年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,261,929千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		千円 23,334,573	千円 812	千円 23,335,385
	1 県補助金	23,334,572	812	23,335,384
歳入合計		31,261,117	812	31,261,929

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	22,663,686	812	22,664,498
	6 傷病手当金	0	812	812
	歳 出 合 計	31,261,117	812	31,261,929

議案第94号

令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和2年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,668,923千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月4日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 32,182	千円 12,874	千円 45,056
	1 繰越金	32,182	12,874	45,056
歳入合計		30,656,049	12,874	30,668,923

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 諸支出金		32,528	12,874	45,402
	1 償還金及び還付加算金	32,237	12,874	45,111
	歳 出 合 計	30,656,049	12,874	30,668,923

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	685,541	△29,176	656,365
2 総務費	49,248,336	△20,368	49,227,968
3 民生費	53,105,393	109,592	53,214,985
4 衛生費	9,272,421	△3,144	9,269,277
6 農林水産業費	3,325,918	29,027	3,354,945
7 商工費	9,638,507	△67,106	9,571,401
8 土木費	15,291,719	1,107,221	16,398,940
10 教育費	11,686,674	909,082	12,595,756
11 災害復旧費	1,497,765	20,999	1,518,764
歳 出 合 計	172,354,880	2,056,127	174,411,007

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			△29,176
			△20,368
85,617	700		23,275
			△3,144
2,427	3,600		6,610
			△67,106
401,778	645,900		105,753
607,100			303,698
	13,600		7,399
1,096,922	663,800		326,941
			△31,536

2 歳 入

1 4 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 土木費負担金	千円 8,000	千円 200	千円 8,200	1 道路橋りょう 費負担金	千円 200
計	660,413	200	660,613		

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	1,163,212	80,665	1,243,877	2 障害者福祉費 補助金	14,820
				3 老人福祉費補 助金	17,685
				4 児童福祉費補 助金	48,160
				5 土木費国庫補助金	1,755,075
				3 港湾費補助金	△5,352
				4 都市計画費補 助金	136,500
7 教育費国庫補助金	168,134	607,100	775,234	5 教育総務費補 助金	607,100
計	36,042,484	1,089,543	37,132,027		

説	明	
01 電線共同溝建設費負担金	(建設総)	千円 200

04 社会福祉施設等施設整備費補助金	(福祉総)	2,233
20 障害者総合支援事業費補助金	(福祉総)	12,587
31 介護保険事業費補助金	(福祉総)	17,685
54 子ども・子育て支援交付金	(子ども育)	40,952
67 保育所等整備交付金	(施設指)	7,208
12 無電柱化推進計画事業費補助金	(建設総)	89,650
13 道路メンテナンス事業費補助金	(建設総)	180,980
02 地方創生推進交付金	(観光振)	△5,352
14 社会資本整備総合交付金	(建設総)	136,500
08 公立学校情報機器整備費補助金	(学 事)	607,100

1 4 款 分担金及び負担金 1 6 款 国庫支出金

17款 県支出金
2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費県補助金	千円 1,993,310	千円 4,952	千円 1,998,262	6 児童福祉費補助金	千円 4,952
4 農林水産業費県補助金	996,903	2,427	999,330	1 農業費補助金	2,427
計	3,187,213	7,379	3,194,592		

20款 繰入金
2項 基金繰入金

2 文化振興基金繰入金	19,591	△1,716	17,875	1 文化振興基金繰入金	△1,716
13 森林環境譲与税基金繰入金	17,582	16,390	33,972	1 森林環境譲与税基金繰入金	16,390
計	3,845,449	14,674	3,860,123		

21款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	919,371	326,941	1,246,312	1 前年度繰越金	326,941
計	919,371	326,941	1,246,312		

22款 諸収入
5項 雑入

4 雑入	2,283,394	△46,410	2,236,984	3 観光文化スポーツ雑入	△46,410
計	2,283,397	△46,410	2,236,987		

説	明	
35 放課後児童健全育成事業費補助金	(子ども育)	千円 4,952
63 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	(産業企)	2,427

01 文化振興基金繰入金	(文化振)	△1,716
01 森林環境譲与税基金繰入金	(産業企)	16,390

01 前年度繰越金	(財 政)	326,941
-----------	-------	---------

79 秋田港クルーズ客船受入負担金	(観光振)	△46,410
-------------------	-------	---------

17款 県支出金 20款 繰入金 21款 繰越金 22款 諸収入

23款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生債	千円 340,600	千円 700	千円 341,300	2 児童福祉債	千円 700
5 農林水産業債	233,300	3,600	236,900	1 農業債	3,600
7 土木債	2,974,900	645,900	3,620,800	1 道路橋りょう債	176,100
				3 都市計画債	469,800
10 災害復旧債	1,204,600	13,600	1,218,200	3 農林水産施設 災害復旧債	13,600
計	14,333,900	663,800	14,997,700		

説	明	千円
01 児童福祉施設建設債	(財 政)	700
01 農業基盤整備債	(財 政)	3,600
01 道路橋りょう整備債	(財 政)	176,100
01 土地区画整理事業債	(財 政)	357,700
02 街路事業債	(財 政)	112,100
02 林業施設災害復旧債	(財 政)	13,600

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 議会費	千円 685,541	千円 △29,176	千円 656,365	千円	千円	千円	千円 △29,176
計	685,541	△29,176	656,365	0	0	0	△29,176

2 款 総務費

1 項 総務管理費

7 国際交流費	32,249	△2,444	29,805				△2,444
13 市民サービスセンター費	857,099	△18,393	838,706				△18,393
14 防災対策費	69,801	2,069	71,870				2,069
15 市民交流プラザ費	587,660	△1,600	586,060				△1,600
計	47,031,715	△20,368	47,011,347	0	0	0	△20,368

節		説	明
区 分	金 額		
8 旅費	千円 △7,432	【議会事務局関係】 議員旅費 全国・東北・秋田県市議会議長会関係経費 政務活動費	千円 △29,176
18 負担金、補助 及び交付金	△21,744		△6,412
			△1,164
			△21,600

7 報償費	△170	【企画財政部関係】 友好・姉妹都市交流推進事業	△2,444
8 旅費	△1,904		△2,444
10 需用費	△203		
11 役務費	△127		
13 使用料及び賃 借料	△40		
18 負担金、補助 及び交付金	△18,393	【市民生活部関係】	△18,393
		西部市民サービスセンター地域振興費	△13,180
		北部市民サービスセンター地域振興費	△4,913
		南部市民サービスセンター地域振興費	△300
12 委託料	2,069	【総務部関係】	2,069
		防災ネットあきた更新経費	2,069
7 報償費	△200	【観光文化スポーツ部関係】 官民連携秋田駅周辺活性化事業	△1,600
11 役務費	△1,400		△1,600

1 款 議会費 2 款 総務費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 障害者福祉費	千円 7,867,740	千円 24,106	千円 7,891,846	千円 14,820	千円	千円	千円 9,286
3 老人福祉費	1,317,232	26,528	1,343,760	17,685			8,843
計	24,381,494	50,634	24,432,128	32,505	0	0	18,129

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	12,187,538	13,600	12,201,138	12,708	700		192
4 児童福祉施設費	1,745,608	45,358	1,790,966	40,404			4,954
計	19,256,163	58,958	19,315,121	53,112	700	0	5,146

4款 衛生費

3項 清掃費

2 塵芥処理費	3,395,432	△3,144	3,392,288				△3,144
計	4,826,883	△3,144	4,823,739	0	0	0	△3,144

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 24,106	【福祉保健部関係】 障がい児者福祉施設整備費補助金 障がい児者サービス継続支援事業	千円 24,106 3,350 20,756
18 負担金、補助 及び交付金	26,528	【福祉保健部関係】 介護サービス事業継続支援費補助金	26,528 26,528

18 負担金、補助 及び交付金	13,600	【子ども未来部関係】 児童福祉施設等整備費補助金 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型） 病児・病後児保育事業（病後児対応型） 病児・病後児保育事業（病児対応型）	13,600 8,100 3,000 1,500 1,000
12 委託料	45,358	【子ども未来部関係】 放課後児童健全育成事業	45,358 45,358

12 委託料	△3,144	【環境部関係】 ごみ収集運営費	△3,144 △3,144

3 款 民生費 4 款 衛生費

6款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
3 農業振興費	千円 1,438,762	千円 2,427	千円 1,441,189	千円 2,427	千円	千円	千円
5 農地費	506,773	3,600	510,373		3,600		
計	2,511,089	6,027	2,517,116	2,427	3,600	0	0

6款 農林水産業費

3項 林業費

2 林業振興費	93,761	23,000	116,761			16,390	6,610
計	273,651	23,000	296,651	0	0	16,390	6,610

7款 商工費

1項 商工費

5 観光費	703,735	△67,106	636,629				△67,106
-------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 2,427	【産業振興部関係】 強い農業・担い手づくり総合支援事業	千円 2,427 2,427
14 工事請負費	3,600	【産業振興部関係】 農業水利施設自然災害防止対策事業	3,600 3,600

10 需用費	10,000	【産業振興部関係】 林業施設整備保全事業	23,000 23,000
12 委託料	3,000		
14 工事請負費	10,000		

3 職員手当等	△2,840	【観光文化スポーツ部関係】	△67,106
7 報償費	△71	北前船日本遺産推進事業	△2,475
8 旅費	△1,435	竿燈まつり振興事業	△9,542
10 需用費	△346	ヤートセ秋田祭支援事業	△900
12 委託料	△34,847	観光プロモーション事業	△32,456
13 使用料及び賃 借料	△348	オール秋田「食と芸能」大祭典開催経費	△15,225
		観光客等受入促進事業	△6,508

6 款 農林水産業費 7 款 商工費

7款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	9,638,507	△67,106	9,571,401	0	0	0	△67,106

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

3 道路新設改良費	407,621	163,200	570,821	89,650	66,000	200	7,350
4 橋りょう維持費	448,500	319,056	767,556	175,480	106,100		37,476
5 橋りょう新設改良費	341,300	10,000	351,300	5,500	4,000		500
計	4,245,103	492,256	4,737,359	270,630	176,100	200	45,326

8款 土木費

4項 港湾費

1 港湾振興費	181,344	△58,115	123,229	△5,352		△46,410	△6,353
計	181,344	△58,115	123,229	△5,352	0	△46,410	△6,353

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	2,274,534	2,580	2,277,114		2,300		280
-----------	-----------	-------	-----------	--	-------	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 △27,219	千円

14 工事請負費	163,200	【建設部関係】	163,200
		電線共同溝整備事業	163,200
12 委託料	151,000	【建設部関係】	319,056
		橋りょう修繕事業	262,056
14 工事請負費	168,056	道路橋長寿命化修繕計画策定事業	57,000
14 工事請負費	10,000	【建設部関係】	10,000
		橋りょう整備事業	10,000

8 旅費	△1,000	【観光文化スポーツ部関係】	△58,115
		秋田港大型クルーズ船誘致等事業	△58,115
12 委託料	△57,115		

18 負担金、補助 及び交付金	2,580	【建設部関係】	2,580
		県施行街路事業負担金	2,580

7 款 商工費 8 款 土木費

8款 土木費

5項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 土地区画整理費	千円 604,536	千円 397,500	千円 1,002,036	千円	千円 357,700	千円	千円 39,800
3 街路事業費	224,000	273,000	497,000	136,500	109,800		26,700
計	4,188,548	673,080	4,861,628	136,500	469,800	0	66,780

10款 教育費

1項 教育総務費

2 事務局費	1,653,723	913,793	2,567,516	607,100			306,693
5 教育研究所費	14,624	△1,302	13,322				△1,302
計	1,776,625	912,491	2,689,116	607,100	0	0	305,391

10款 教育費

6項 社会教育費

2 文化振興費	23,811	5,484	29,295			△1,716	7,200
---------	--------	-------	--------	--	--	--------	-------

節		説	明
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 397,500	【都市整備部関係】 土地地区画整理会計繰出金	千円 397,500 397,500
12 委託料	29,000	【建設部関係】 地方道路交付金事業	273,000 273,000
18 負担金、補助 及び交付金	229,920		
21 補償、補填及 び賠償金	14,080		

12 委託料	3,060	【教育委員会関係】 次世代型学校 I C T 環境整備事業	913,793 913,793
17 備品購入費	910,733		
7 報償費	△360	【教育委員会関係】 教職員研修推進事業	△1,302 △1,302
8 旅費	△929		
10 需用費	△13		

18 負担金、補助 及び交付金	5,484	【観光文化スポーツ部関係】 文化活動振興事業	5,484 5,484
--------------------	-------	---------------------------	----------------

8 款 土木費 10 款 教育費

10款 教育費

6項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
9 太平山自然 学習センタ ー費	千円 74,571	千円 △3,544	千円 71,027	千円	千円	千円	千円 △3,544
計	2,197,814	1,940	2,199,754	0	0	△1,716	3,656

10款 教育費

7項 保健体育費

1 保健体育総 務費	321,137	△10,365	310,772				△10,365
計	1,031,973	△10,365	1,021,608	0	0	0	△10,365

10款 教育費

9項 大学費

1 大学費	1,131,685	5,016	1,136,701				5,016
計	1,131,685	5,016	1,136,701	0	0	0	5,016

節		説	明
区 分	金 額		
13 使用料及び賃借料	千円 △3,544	【教育委員会関係】 太平山自然学習センター管理費	千円 △3,544 △3,544

8 旅費	△449	【観光文化スポーツ部関係】	△10,365
10 需用費	△226	スポーツホームタウン推進事業	△1,500
12 委託料	△2,700	障がい児者スポーツ活動応援事業	△266
13 使用料及び賃借料	△50	東京2020オリンピック聖火リレー開催関連経費	△8,599
18 負担金、補助及び交付金	△6,940		

18 負担金、補助及び交付金	5,016	【企画財政部関係】 公立大学法人運営費交付金	5,016 5,016

1 1 款 災害復旧費

2 項 農林水産施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 林業施設災害復旧費	千円 1	千円 20,999	千円 21,000	千円	千円 13,600	千円	千円 7,399
計	2	20,999	21,001	0	13,600	0	7,399

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	千円 20,999	【産業振興部関係】 林業施設災害復旧事業	千円 20,999 20,999

1 1 款 災害復旧費

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(169) 4,052	1,781,436	9,467,034	7,756,456	19,004,926	3,414,583	22,419,509	
補正前	(169) 4,052	1,781,436	9,467,034	7,759,296	19,007,766	3,414,583	22,422,349	
比較	(0) 0	0	0	△ 2,840	△ 2,840	0	△ 2,840	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
補正前	245,784	677,471	272,186	194,485	143,078	2,319,767	1,521,886	84,769
比較	0	△ 2,840	0	0	0	0	0	0

区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当
補正前	2,008,629	140,720	2,856	6,093	7,163	1,330	133,079
比較	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(169) 2,363		9,312,012	7,491,860	16,803,872	3,039,167	19,843,039	
補正前	(169) 2,363		9,312,012	7,494,700	16,806,712	3,039,167	19,845,879	
比較	(0) 0		0	△ 2,840	△ 2,840	0	△ 2,840	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
補正前	245,784	670,381	272,186	188,494	143,078	2,071,266	1,521,886	83,630
比較	0	△ 2,840	0	0	0	0	0	0

区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当
補正前	2,008,629	140,720	2,856	5,723	7,163	1,330	131,574
比較	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,689	1,781,436	155,022	264,596	2,201,054	375,416	2,576,470	
補正前	1,689	1,781,436	155,022	264,596	2,201,054	375,416	2,576,470	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当	児 童 手 当
	補正後	7,090	5,991	248,501	1,139	370	1,505
	補正前	7,090	5,991	248,501	1,139	370	1,505
	比 較	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当 等	△ 2,840	その他の増減分	△ 2,840		

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
汎用機オープン化事業 (令和2年度設定)	千円 244,874	令和2年度 ┆ 令和8年度	千円 244,874
市税滞納整理支援システム更新・運用経費	105,546	令和2年度 ┆ 令和8年度	105,546
福祉医療システム改修経費	5,155	令和2年度 ┆ 令和3年度	5,155

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内訳			一般財源
特 国 県 支 出 金 千円	定 市 債 千円	源 そ の 他 千円	
			千円 244,874
			105,546
			5,155

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	75,692,541	8,327,200	650,200	8,977,400
(1) 土 木	31,826,686	2,816,000	645,900	3,461,900
(2) 農 林 水 産	1,098,805	233,300	3,600	236,900
(3) 教 育	10,458,167	738,800		738,800
(4) 公 営 住 宅	2,764,431	154,200		154,200
(5) 保 健 衛 生	5,038,924	488,600		488,600
(6) 消 防	3,262,640	283,800		283,800
(7) 民 生	613,081	340,600	700	341,300
(8) 商 工	37,839	138,100		138,100
(9) 過 疎 債	542,311	45,100		45,100
(10) そ の 他	20,049,657	3,088,700		3,088,700
2 災 害 復 旧 債	730,443	1,204,600	13,600	1,218,200
(1) 土 木	442,953	198,000		198,000
(2) 農 林 水 産	186,410		13,600	13,600
(3) 教 育	8,971			
(4) 公 営 住 宅	909			
(5) 保 健 衛 生	91,200	1,006,600		1,006,600
3 そ の 他	61,374,355	4,802,100		4,802,100
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	1,258,567			
(2) 減税補てん債	894,011			
(3) 臨時財政対策債	59,221,777	4,802,100		4,802,100
合 計	137,797,339	14,333,900	663,800	14,997,700

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
8,167,166		8,167,166	76,502,775
3,133,898		3,133,898	32,154,688
90,102		90,102	1,245,603
1,255,583		1,255,583	9,941,384
205,120		205,120	2,713,511
787,294		787,294	4,740,230
585,079		585,079	2,961,361
74,357		74,357	880,024
1,339		1,339	174,600
75,878		75,878	511,533
1,958,516		1,958,516	21,179,841
19,242		19,242	1,929,401
11,202		11,202	629,751
7,449		7,449	192,561
289		289	8,682
302		302	607
			1,097,800
4,629,444		4,629,444	61,547,011
112,689		112,689	1,145,878
236,423		236,423	657,588
4,280,332		4,280,332	59,743,545
12,815,852		12,815,852	139,979,187

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 2,056,127 千円
 上記のうち特定財源 1,729,186
 差 引 一 般 財 源 326,941

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
21 繰越金	326,941	1 繰越金	326,941
計	326,941		

土地区画整理会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 事業費	1,304,036	795,000	2,099,036
歳 出 合 計	1,306,536	795,000	2,101,536

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市 債	財 源 そ の 他	一般会計繰入金
千円	千円	千円	千円
397,500			397,500
397,500	0	0	397,500

2 歳 入

2 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 土地区画整理費国庫補助金	千円 596,500	千円 397,500	千円 994,000	1 土地区画整理 費補助金	千円 397,500
計	596,500	397,500	994,000		

4 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	604,536	397,500	1,002,036	1 一般会計繰入 金	397,500
計	604,536	397,500	1,002,036		

説	明	
07 社会資本整備総合交付金	(都市総)	千円 397,500

01 一般会計繰入金	(都市総)	397,500

3 歳 出

1 款 事業費

1 項 土地区画整理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 秋田駅東第三地区土地 区画整理費	千円 1,299,350	千円 775,000	千円 2,074,350	千円 387,500	千円	千円	千円 387,500
3 秋田駅西北 地区土地 区画整理費	2,599	20,000	22,599	10,000			10,000
計	1,304,036	795,000	2,099,036	397,500	0	0	397,500

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 31,500	【都市整備部関係】 秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 775,000
14 工事請負費	18,300		775,000
21 補償、補填及 び賠償金	725,200		
12 委託料	20,000	【都市整備部関係】 秋田駅西北地区土地区画整理事業	20,000 20,000

国民健康保険事業会計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(事業勘定)

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	千円 23,334,573	千円 812	千円 23,335,385
歳入合計	31,261,117	812	31,261,929

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	22,663,686	812	22,664,498
歳 出 合 計	31,261,117	812	31,261,929

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
812			
812	0	0	0

2 歳 入

4 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 保険給付費等交付金	千円 23,235,109	千円 812	千円 23,235,921	2 特別交付金	千円 812
計	23,334,572	812	23,335,384		

説	明	
02 特別調整交付金分（市町村分）	（国保年）	千円 812

3 歳 出

2 款 保険給付費

6 項 傷病手当金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 傷病手当金	千円 0	千円 812	千円 812	千円 812	千円	千円	千円
計	0	812	812	812	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 812	【市民生活部関係】 傷病手当金	千円 812 812

介 護 保 險 事 業 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(保険事業勘定)

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	千円 32,182	千円 12,874	千円 45,056
歳入合計	30,656,049	12,874	30,668,923

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金	千円 32,528	千円 12,874	千円 45,402
歳 出 合 計	30,656,049	12,874	30,668,923

2 歳 入

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 32,182	千円 12,874	千円 45,056	1 前年度繰越金	千円 12,874
計	32,182	12,874	45,056		

	説	明	千円
01 前年度繰越金		(福祉総)	12,874

3 歳 出

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 償還金	千円 26,387	千円 12,874	千円 39,261	千円	千円	千円 12,874	千円
計	32,237	12,874	45,111	0	0	12,874	0

節		説明	
区分	金額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 12,874	【福祉保健部関係】 償還金	千円 12,874 12,874